

2020年3月2日

消費者庁
長官 伊藤明子様



食の安全・安心の推進に向けた取り組みについて

貴職におかれましては、消費者・生活者の視点に立ち国民全体の利益確保に向けた日々のご尽力に敬意を表します。

食品関連の労働者を組織するフード連合とU.A.ゼンセンは、2003年から連携して公正な取引の実現に向けた取り組みを行っております。しかしながら、私たちが共同で実施している「取引慣行に関する実態調査」によると、依然として不公正な取引が行われている実態が浮き彫りになっています。

食品の安全・安心の確保には、食の安全・品質・表示等の措置を講じることが必要です。

また、それらを実現する土台となる「食に関する適正な事業活動の確保」は重要な課題の一つです。

安全・安心な“食”の提供において、過度に（低）価格だけを求めることは決して国民全体の利益には結びつかないと考えます。私たちが消費者・生活者のみなさんに“食”をお届けするにあたり、安全で安心な“食”を、食品本来のあるべき「商品価値」に見合う「価格」で提供できる社会が、消費者・生活者の“食の安全・安心”につながると考え、様々な取り組みを推進する必要があります。

貴職におかれましては、消費者が、健全なフードバリューチェーンの一翼を担っている自覚を持ち、自ら食に関する適切な判断を行えるよう下記を要請いたします。

記

1. 消費者が、自らの適切な判断により、健全な食生活、ひいては健全なフードバリューチェーンを実現するために、“食”に係る「消費者・教育・生産・流通」関係者の協議会等を設置し、食の安全・安心推進計画等を作成する等、実効性のある対策を検討・推進する。
2. 食品価格について単に安価を迫るだけではなく、持続的な食品提供を実現することが、消費者・生活者の“食の安全・安心”につながるることについて、消費者教育に反映するとともに、企業や消費者の意識を醸成する啓発を行う。

以上